



会報 JAMT

JAPANESE ASSOCIATION OF MEDICAL TECHNOLOGISTS

発行所
 財団法人日本臨床衛生検査技師会
 発行責任者 小崎繁昭
 編集責任者 蒲池正次、小郷正剛、下田勝二、
 山城元俊、及川雅寛、谷口薫、
 高田欽也
 〒143-0016 東京都大田区大森北4丁目10番7号
 TEL (03) 3768-4722 FAX (03) 3768-6722
 ホームページ <http://www.jamt.or.jp>



「安心と希望の医療確保ビジョン」報告

平成 18 年度の医療制度改革以後、医師不足や救急医療に対する不安など医療に関する様々な問題が指摘されてきた。このため、厚生労働省は、将来を見据えた医療のあるべき姿を示すものとして「安心と希望の医療確保ビジョン」の策定に着手し、平成 20 年 6 月 18 日にとりまとめをおこなった。

その報告書の中で以下のように述べられている。

『医療を取り巻く環境が、少子高齢化の進展や医療技術の高度化等により大きく変化している中で、医療サービスの質を向上させるとともに、その量も増やしてほしいという国民の声も強く、また医療従事者の側からも、厳しい勤務環境に関し改善を求める声は高いものがある。国民の医療に対する安心を確保し、将来にわたり質の高い医療サービスが受けられるよう、医療従事者を含めた国民の声にきちんと耳を傾け、多様な意見を集約して政策に反映させていくという現場重視の姿勢を貫きながら、次の原則に沿って、これからも引き続き医療制度改革を行っていく。

◇ 政府・厚生労働省の権限を拡大せず、現場・地域のイニシアチブを第一とする。医療現場の医師・看護師等の医療従事者から、自ずから上がってきた多様な意見を集約して政策とするという、現場重視の方針を貫く。

◇ 改革努力を怠らない。

ビジョンを示した後も、無駄を省く努力を怠らない。例えば、規制撤廃により医療費を削減できる場合は、安全性を確保しつつ、積極的に規制撤廃を推進する。

一方、一定の医療資源の中で質の高い医療サービスを今後とも実現していくためには、国民も、地域医療を自ら支え・守るものであると意識を改革し、医療従事者と連携・協働することが重要となっている。とりわけ医師

数については、現状では総数が不足しているという認識の下で対策を行う必要があるが、単に医師数を増やすのみで課題が解決するものではなく、医療従事者のみならず、患者・家族等国民がみんなで医療を支えていく姿勢が求められる。

また基本的な制度設計を担う国と、現場に直接向き合う地方自治体が、各々その責任を的確に果たすという視点が重要である。医療制度改革を進める上では、将来をしっかりと見据えた長期的なビジョンを持ち、現場の声を聞きながら政策の立案や推進を行うことが必要であり、「安心と希望の医療確保ビジョン」を示し改革を進めていく。医療は、生命の尊重と個人の尊厳の保持を旨とし、医療の担い手と医療を受ける者との信頼関係に基づき行われるものであり、治療(「治す」)のみならず、疾病の予防のための措置やリハビリテーションも含め、人々の生活を「支える」かけがえのない営みであるが、ビジョンを示すことで、患者や家族等、あるいは医師をはじめとした医療従事者、また医療従事者になることを志す人々を含めた国民各位が、将来にわたり医療に関する安心と希望を抱くことを期待する。

なお、医療制度と介護制度の役割分担など、必ずしも十分な議論を尽くすことができなかったテーマもあることを付記するとともにこのビジョンで示した施策を実現するため、今後の具体的な取組の中で、無駄を省くための改革努力を引き続き行いながら、必要な財源の確保を図っていくことが必要である。』

とし、その具体的政策の 3 本柱として

1. 医療従事者の数と役割
2. 地域で支える医療の推進
3. 医療従事者と患者・家族の協働の推進

を挙げている。 ⇒ 4 ページ

- P01: 安心と希望の医療確保ビジョン…報告書
- P02: 標準化事業解説<1>-1
- P03: 同-2. 各種認定試験実施要項
- P04: 安心と希望の医療確保ビジョン…報告書続き
- P05: 具体化に関する検討会中間とりまとめ
- P06: 環境の変化にどう対応するか-1
- P07: 同-2
- P08: お知らせ・情報-1

- P09: 情報-2・診療報酬検査関連疑義解釈
- P10: マタニティフェスタ 2009・JICA ボランティア募集
- P11: ひとくち英会話・第 28 回 IFBLS 学会開催
- P12: 百均の電卓で解ける“統計入門”-1
- P13: 同-2. 紹介「陸軍衛生兵物語」
- P14: チョット気になるキーワード<ケータイソムリエ>
- P15: 臨検小話<医療廃棄物法>・編集室
- P16: 平成 20 年度会員数<9 月 30 日現在>